

佐野市スポーツ施設ネーミングライツ・パートナー募集に関する質問及び回答一覧

No.	対象施設	質問内容	回答
1	アリーナたぬま ※各施設共通事項	「市町村税の滞納がないことの証明」に関しましては、弊社店舗が存在する全ての県、市町村分が必要となるのでしょうか。	申込(提案)者が存在する住所の市町村分のみで、かまいません。 (佐野市内に営業所等がある場合は、佐野市分についても提出してください。)
2	アリーナたぬま ※各施設共通事項	同施設に複数希望者がいる場合、入札方式のような形での選定となるのでしょうか。	「11 審査方法」のとおり、候補者の選定を行います。
3	アリーナたぬま ※各施設共通事項	ネーミングライツ・パートナー申込(提案)書のネーミングライツ料の契約期間合計の表記方法について、契約期間は令和4年8月1日～令和9年3月31日の4年8ヵ月とあるが、契約期間合計の金額記載は5年分と記載すればよいのか。	契約期間(4年8ヵ月)分を記載してください。月割りで金額は万円止めとなります。 (例えば、年額60万円の場合は、契約期間合計280万円となります。)
4	アリーナたぬま ※各施設共通事項	ネーミングライツ料の金額について、年額〇万円以上とあるが、複数事業者が申し込んだ場合は入札制になるのか。	「11 審査方法」のとおり、候補者の選定を行います。
5	アリーナたぬま ※各施設共通事項	ネーミングライツ応募について、ひとつの事業者で複数施設応募は可能か。複数に選定された場合、1施設に絞ることは可能か。	複数施設応募することは可能ですが、選定された後に施設を絞ることは出来ません。
6	栄公園 ※各施設共通事項	ネーミングライツ・パートナー募集要項ページ2 9 必要書類(4)市町村税の滞納がないことの証明(発行後3ヶ月以内のもの)にたいして、佐野市の書式「税証明の申請書と委任状」にて【納税の証明】11 納税証明(令和3年度)全項目(1通)を提出する。で宜しいでしょうか。	問題ありません。